

特別保管に関する会計事務処理要領について（通達）

昭和 43 年 8 月 24 日
陸 幕 会 第 255 号

改正 昭和 50 年 2 月 26 日陸幕会第 29 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 28 年 3 月 25 日陸幕会第 364 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号 令和 3 年 3 月 29 日陸幕会第 379 号

陸 上 総 隊 司 令 官 殿
各 方 面 総 監

陸 上 幕 僚 長
（ 公 印 省 略 ）

（例規 16）

特別保管に関する会計事務処理要領について（通達）

出納官吏が出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 3 条により手許保管現金を特別保管している場合の会計事務処理要領については、その性格の特異性に鑑み従前から格段の注意が払われてきたところであるが、特別保管している資金前渡官吏（以下「前渡官」という。）に資金交付をするに当たっては、前渡官が多額の不必要な資金を常時手許保管することのないよう特に留意すること及び特別保管している出納官吏のうちには所在する駐屯地における細部の会計事務手続を明確に規定化していないものがあることについて、会計検査院から指摘があったことから、特別保管の場合の会計事務処理は、今後関係法規によるほか下記によることとし、その適正な実施について、なお、一層の指導を図られたい。

記

1 資金交付について

前渡資金の交付は、通常陸上自衛隊会計事務規則（陸上自衛隊達第 16—4 号（50. 2. 24））第 20 条に基づく請求交付による。

前渡官が資金請求する場合は、恒常経費については 1 か月分を、臨時経費についてはその都度請求する。官署支出官又は主任資金前渡官吏（以下「支出官等」という。）は、前渡官の支払日（契約科目については契約日）に努めて近い日に資金交付するものとする。

2 資金送金及び返納について

支出官等が前渡官に資金交付する場合は、銀行振込によることができる。

前渡官から次項第2号に基づく送金小切手により資金の返納があった場合は、支出官等は、返納金納入告知書に送金小切手を添えて取引銀行に払い込むものとする。

3 前渡官の手許保管要領等について

- (1) 前渡官は、交付された資金を金融機関に当座預金として保管するものとし、現金手許保管額については陸上自衛隊会計事務規則第18条に定めるところによる。この場合において、当座勘定契約の内容を確認する。
- (2) 前渡官が資金を還納する場合には、返納金納入告知書に小切手又は現金を添えて払い込む方法のほか、支出官等宛て送金小切手送付の方法によることができる。

4 預入について

手許保管現金を保管口座に預入する場合は、金融機関との契約に基づき、預入する。この場合において、領収証書等の預入の事実を証明するものを受け取らなければならない。

5 債権者への振込について

前渡官は、債権者より、当該債権者の預金又は貯金に振込の請求があった場合には、金融機関の定める方法により、金融機関に振込の請求をすることができる。

6 収入金の取扱いについて

収入金は、出納官吏事務規程第17条の規定により処置する。

7 調査および残高証明について

前渡官は、出納官吏事務規程第59条の規定に準じて、毎月末残高を確認する。この場合において、預託金月計突合表に代えて金融機関の発行する照合表等の写しをもって行うことができる。

8 前渡資金出納計算書の記入要領について

計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第5書式の前渡資金出納計算書の備考欄中残額内訳は「手元保管高××、日本銀行預託高0、預金先金融機関名預金高××、計××」と記入する。

9 普通預金による場合について

第3項に規定する当座預金契約のほか、普通預金によることができる。この場合において、次の各号に掲げる取扱いを行うことができる。なお、金融機関の約款に基づかない手続きを行うときは、協定等を結ぶものとする。

- (1) 通帳での残高照合
- (2) 預入・引出依頼書等での預入・引出
- (3) 利息が発生する場合は、雑入として国庫に納めること。
- (4) キャッシュカードは必要に応じ作成すること。ただし、当該カードを作成した場合には、届出印と同様暗証番号と共に厳格に管理し、指定取扱者に限定し使用させる。指定取扱者が交替するときには、暗証番号を変更する。

10 外国における出納官吏について

(1) 口座開設方法について

現地の金融機関の特性に応じて、保管要領を検討する。この場合において、金融機関の信用安全について、十分に考慮する。

(2) デビットカードによる支払

外国における前渡官が特別保管のための口座を開設しており、債権者からデビットカードによる支払請求を受けた場合には、当該前渡官は、特別保管口座から直接引き落としが可能なデビットカードによる支払を行う事ができる。

(3) 還納について

外国における前渡官が資金を還納する場合には、還納する資金を現地からの送金によることができる。この場合において、官署支出官は返納金納入告知書により払い込みを取り次ぐ。

(4) 収入金について

外国における収入官吏が収入金を取り扱う場合には、出納官吏事務規程第18条の規定により処置する。この場合において、出納官吏は日本銀行本店に払い込むための収入金を現地からの送金によることができる。また、この場合において、歳入徴収官は納入告知書により払い込みを取り次ぐ。

11 手数料について

特別保管に関連する手続きのため、預入、振込、残高証明、口座維持等に関し手数料が発生する場合には、金融機関との契約に基づき、負担する。

12 特別保管に関する会計事務処理要領の規定について

特別保管する出納官吏の所在する駐屯地の駐屯地司令は、陸上自衛隊会計事務規則第7条第2項に規定する事項のほか、特別保管に関する会計事務処理要領について、この通達、関係法規及び取引金融機関との約定等に基づき駐屯地の経理規則等において規定するものとする。

13 本手続要領により難しい場合について

現地金融機関と契約を結ぶ場合において、本手続要領により難しい事由が発生したときは、業務調整系統を通じて陸上幕僚長まで承認を受けるものとする(様式任意)。